

## 令和5年第11回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年11月27日(月)9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 中田美穂 | 出席 |
| 3番  | 小城和之 | 欠席 |
| 4番  | 市川洋  | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |      |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課  | 重安千陽 |
|        | 丸茂宣潔 |
|        | 横峰路子 |
|        | 岡村篤子 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課  | 新畑房恵 |
|        | 武田宜裕 |

.....  
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第11回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、市川委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」会期は、11月27日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

### 議案第23号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第23号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、「地方青少年問題協議会法」第3条及び「大竹市附属機関設置に関する条例」第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものです。このたび、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱する者は、中野友博様、山代英資様です。お二方とも市議会議員であり、大竹市青少年問題協議会委員を前任の方が辞退されたため、新たに推薦をされた方になります。なお、任期につきましては、本日可決をいただければ、令和5年11

月27日から令和7年6月30日までです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これによって、質疑の方を終結をいたします。本件を採決をいたします。本件は原案の通り可決することに異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第24号 大竹市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第24号 大竹市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 主な改正は第34条の3と第41条です。まず、第34条の3ですが、第1項にただし書きを加えます。令和6年度は玖波小学校に学校運営協議会を設置する予定としています。そのため、学校評議員ではなく、学校運営協議会委員を任命する必要がありますが、その他の小中学校では、今までどおり、学校評議員を任命します。よって、第34条の3にただし書きを加えるものです。次に第41条ですが、第3項中に第33条第2項とあるのを、第32条第2項に改めます。その他については、字句の変更や、様式中から元号や印を削除しています。この規則の一部改正は、令和6年4月1日から施行したいと思っております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 第41条の第33条第2項から第32条第2項と変わったということですが、どのように変わったのか教えてください。

事務局 条項のずれによるものです。第33条は、教務主任等について述べている条項であり、第32条は、校務分掌について述べているものになります。第32条第2項で、校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならないと規定されており、そのことを第41条で定めています。

池田委員 いつの時点で、条項がずれたのでしょうか。

事務局 どのタイミングでずれたのか分かりません。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これによって、質疑の方を終結をいたします。本件を採決をいたします。本件は原案の通り可決することに異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第25号 大竹市学校運営協議会設置規則の制定について

小西教育長 日程第4「議案第25号 大竹市学校運営協議会設置規則の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度です。学校運営協議会は、教育委員会によって学校に設置され、学校運営協議会委員は、学校、地域の実情に合わせ、教育委員会が任命します。学校運営協議会の主な三つの機能として、一つ目に「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、二つ目に「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること」、三つ目に「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること」が挙げられます。こうした権限を持つことから、委員は「非常勤特別職の地方公務員」としての身分を有し、学校と「対等な立場」で協議を行うことができます。そして、学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」といい、大竹市では令和6年度に玖波小学校、令和7年度に市内全小中学校において実施することを目指しています。平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務が課されており、すでに多くの市町が導入しています。それでは、規則に沿って、特に重要なところを説明します。

第1条では目的を定めています。学校運営協議会を設置する目的は、大竹市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者、地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことです。子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。学校運営協議会に保護者や地域住民が参画し、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校作り」を実現していくことを目指します。

第4条で意見の申し出について定めています。協議会は、学校の運営に関することや、学校の職員の採用、その他の任用に関する事項について、意見を述べるができることと定めています。意見を申し出る際の留意事項は、後ほどご説明いたします。「学校運営協議会の運営等に関する要綱」で定めています。

第7条では、委員の任命について定めています。協議会は、15名以内の委員をもって組織します。委員は、(1)対象学校に在籍する児童又生徒の保護者、(2)対象学校の校区内の地域住民、(3)対象学校の運営に資する活動を行うもの、(4)対象学校の教職員、(5)学識経験者、(6)その他教育委員会が適当と認める者のうちから、対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命します。委員は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認など、一定の権限を持つことから、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員として任命されます。

第8条で、委員の守秘義務等、第9条で任期を定めています。委員は協議等を通じ、児童生徒のプライバシーや職員の人事等に関する情報を業務上知り得る可能性があることから、それらの情報については、一般職の公務員と同様に委員

としての任期中及び任期終了後も、秘密とする義務を負うことが求められます。また、委員の任期は1年ですが、再任することは可能です。

第10条では委員の報酬について定めています。学校評議会の委員には、報酬が支給されていませんが、学校運営協議会の委員には報酬が支給されます。

第12条では会議、第13条では会議の公開について定めています。協議会の会議は緊急を要する場合を除き、会長が開催日前に議案を示して招集します。また、特別の事情がある場合を除き、会議は公開とします。特別の事情については、後ほど説明します、「大竹市学校運営協議会の運営等に関する要綱」で定めています。

第15条では、協議会の適正運営を確保するための、必要な措置を定めています。教育委員会は、協議会の運営状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じます。

この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。大竹市では来年度玖波小学校で、次年度には、すべての小中学校での実施を考えています。

市川委員 玖波小学校だけが1年早いとのことですが、何か理由があるのですか。

小西教育長 理由としては、玖波小学校の地域が非常に学校愛の強いところでもあり、公民館との強い関わりがあります。そのようなことから、まずは玖波小学校で実施し、成果や課題を振り返りながら、全体に生かしていきます。まずは、玖波小学校が学校規模的にも、また地域の教育力を考えたときに組みやすいのではないかとこのことでそういう形にしました。

市川委員 委員も大体決まっていますか。

小西教育長 そのあたりは、これからです。

池田委員 先程、他市町村の様子と言われたのですが、コミュニティ・スクールになっていくことは仕方ないと思いますが、メリット、デメリット等、気になることがあれば、教えてください。それがまたどのように反映されているのか、教えてください。

事務局 メリット、デメリットを反映して、規則の中に何かを入れるようなことではなく、規則は、他の市町のものを参考に、入れるべきところが落ちないように策定をしました。文部科学省も一つの例を示しては、これらを参考に策定したものです。注意義務であるとか、委員さんの位置づけがあるとか、また、どういった方々に入っていたか、そのようなことを参考に策定したものです。他の市町の実状について、いろいろと聞かせいただくなかで、メリットについては、学校だけが推し進めて、支援していただくという関係だけではなく、一緒に子どもたちをどのように育てていくかというところで、お互いに何ができるか考えながら、学校と一緒に作っていくという関係性ができたというところが、大きなメリットとお聞きしています。ただ、そこまでの組織を作っていくところまでが、手探りで、デメリットというか、これから考えていかなければなら

ないところで、そこに至るまでが難しいのではないかと考えています。

池田委員 任期が1年となっていますが、1年では、責任が持てないのではないかと気がします。良い言葉ではないのですが、言いたいように言って終わってしまう様な感じにならないかと懸念をしているのですが、任期が1年となっていることに何か意味がありますか。

事務局 大体どこの市町も任期は1年になっています。その代わり再任を妨げないということになっているので、引き続きお願いしていくという形にしています。

中田委員 コミュニティ・スクールに関しては、岩国市の川下小学校を和木と大竹の合同会議の際に見せていただいたのですが、地域を大きく巻き込んでいるという印象がありました。地域住民の方が入ってきて、人数が結構大勢だったので、いろいろな意見が行き交うなという印象がありました。たまたまその日は、コミュニティ・スクールと授業を見させていただいたのですが、地域の方と関係が近いので子どもたちとのやり取りが、授業の中であったり、それに距離の近さ、一緒に学校を作っていくという空気はすごく感じたのですが、その反面、多様な意見があるので、それをまとめていくのは難しい時もあるだろうと感じました。意見が偏りすぎてもいけないので、いろいろな意見があっても良いと思いますし、その辺りの人選も難しいと思いますが、協議会は、年に何回も開催する予定なのか、分かれば教えてください。

事務局 現時点では3回から4回を考えています。

小西教育長 その他はどうでしょうか。中田委員から意見が出たところですが、人数が多いと、多様な意見が出て、学校を運営をしていく上でプラスではありますが、なかなかまとまりにくくもなります。そこが大きな課題であり、これからスタートしていく中で課題として考えられる様な事があれば、質疑をいただければと思います。

市川委員 廿日市市では、10年ぐらい前から行っているのですが、先ほど委員を決めて、運営の準備ができていくのかという質問をしたのは、委員が学校と協力しながら、進めていくという方向なら良いのですが、そうではなくて、学校に対して要望を出すなどであると、学校の方もかなり仕事が増え、大変になってきます。実施するにあたっては、委員長にどなたを推薦するかということによって、ずいぶん学校の進め方が変わりますので、その辺も慎重に決めて、進めていくということが大切になってくると思います。

小西教育長 市川委員は、経験があるので、是非取り組みの中で考えていったら良いというようなことがあれば、教えていただければと思います。

市川委員 学校がどのような形で1年間学校運営をしていくかということを諮ることと、その中で地域との連携を具体的にどのようにしていったら良いか示していくことは大切なことだと思います。

池田委員 市川委員の話聞いて、次年度までは、協議会の回数を増やして進めていくことが大切だと感じました。そのことによって、委員も自分たちの役目や役割が段々と分かってくると思います。1、2年間は回数をしっかり重ねていくことが必要であると感じました。

小西教育長 市川委員に一つ質問があります。例えば、PTAとコミュニティ・スクールの委員との住み分けを廿日市市はどのような形で行っていますか。

市川委員 住み分けはしておかないといけません。様々な会議をしていくと一つになってしまうこともあるので、進行する中で途中で区切るということはあると思います。それともう一つは、議題が上がるとそれについて、少人数で話し合いをすることが増えてきます。例えば、地域の課題についてであるとか、子ども達を取り巻く状況をどのようにしていったらいいかというときには、委員会を招集することになります。そうすると毎月1回の定例会ですが、それ以上にまた会議が増えるため、メリットにもなるしデメリットにもなります。再々会議をすることになると、様々な組織が入ってきて、新たな組織が新たな行事を提案してきます。行事が益々増えてくるのが、良いのか悪いのか、メリットもあるしデメリットもあります。例えば、メリットとしては、様々な考え方があることを委員も分かります。それで会議が1回で済めばいいのですが、会議を繰り返し開催することにもなります。その辺りも踏まえたくて、方向性を考えていくことが必要だと思います。

小西教育長 学校の働き方改革を学校が進めることによって、メリットデメリットがあると思いますが、負担ばかりになるのでは本末転倒になります。最終的には、子どもをいかに成長させていくということで、オール大竹で子どもを育てていこうという意識につなげていければと思いますので、内容について慎重に考えていかなければいけないと思いました。

市川委員 今まであまり関係のなかった地域の行事も関わっていくということも出てくるとと思います。学校側も地域へ出向いていくことが、増えてくると教員も学校と地域がひとつになっていかなければいけないという意識がある反面、休日も出てこなければならないということもありますが、1回波に乗ると、面白くなってくるともあります。検討しながら進めていくことが、大切だと思います。

小西教育長 他市町の状況を聞いたとき、秋祭りなどのイベント中心となり人は集まってきましたが、イベントだけで終始終わるようなところもあると聞きました。子どもの成長を考えたときに、他にも方法があるのではないかと感じたのですが、そのような経験は今までありますか。

市川委員 イベントが組まれてくることはありますが、負担の無いようにする必要があります。例えば、学校の行事の一つとして、地域の人にも協力しながら無理のない形で進めていくことが大切だと思います。

池田委員 このことについて、玖波小学校の教職員には、どの程度話し合いをされていますか。また、保護者でどの程度話し合いをされているのですか。

事務局 玖波小学校には、校長を通して伝えてありますので、教職員には、伝わっていると思います。12月に教職員それから市内の校長も参加をするように呼びかけ、県の方から講師を招いて研修会をする予定にしています。それから、教職員の研修が終わった後に関係する保護者の方等と研修の機会を持ち、一緒に研修していきたいと思っています。

中田委員 初年度に玖波小学校で実施することは、規模的にも地域の繋がり的にも良い

と思います。その次の年から大竹小学校、大竹中学校、玖波中学校となっていますが、小方小・中学校は小中一貫校なので、小・中学校をまとめてコミュニティ・スクールということになると、恐らくPTAも小・中学校でスタートした時に、どのように運営していくか試行錯誤があると思います。小学校単体、中学校単体でのコミュニティ・スクールは、ある程度進めやすいかと思いますが、小・中学校が一緒になった場合のコミュニティ・スクールというのが、例があまりないのではないかと思いますし、その辺りの進め方が難しいのではないかと思います。一つ懸念があるのは、校舎が小方ヶ丘に移転してしまったので、地域の方から学校が見えにくいということを感じています。なかなかあそこまで地域の特に年齢が上の方が上がってくることが難しいと思います。見守りにしても年々減ってきていますし、その地域性を出していくということが、小方学園に関しては、他の学校と比べて難しいのではないかと感じます。

小西教育長　そうですね。小中一貫校は、文化や意識の違いでPTAをまとめていくことが難しいところがあるので、小中一貫校の中でこのコミュニティ・スクールを進めていけるよう調整していきます。大竹小・中学校にしても玖波小・中学校にしても、最終的な目標としては、小・中学校区で一体的に考えていこうという考えはあるので、小方学園がモデル校になるように進めていきたいと思います。県内でも市町で進めてますが、その中で小中一貫校でのコミュニティ・スクールがどうかということで、他市町の教育委員会の方も連携を取りながら、具体的に進めていきたいと思います。

事務局　小方学園は、学校評価委員会を小・中学校で一緒にやっているのですが、そこでは、小・中学校それぞれの立場から、学校の運営に関わる意見をいただく機会はあると思います。そういったところを母体としながら、小中一貫校としてどのようにコミュニティ・スクールが展開できるか考えていきたいと思います。また、竹原市や呉市天応学園でも、小中一貫校でコミュニティ・スクールが始められていると聞いているので、そういったところも参考にしていきたいと考えています。

小西教育長　県内でこのコミュニティ・スクールの取り組みは、大竹市、江田島市と三原市がまだ取り組んでいません。ただ、他の市町がどうかというと、まだまだ、全校で取り組んでいるところは少ないです。大竹市が決して遅いというわけではないのですが、しっかりと他市町とも連携をし、学ばせていただきながら、いろいろな取り組みをしていく上で失敗しないようにしていきたいと思っています。子どもたちに還元できるような、そういう取り組みにしたいと考えています。

池田委員　来年度には玖波小学校、その次年度には全体となっていますが、もう1年程度は、玖波小学校でその成果と次年度の様子を見て、全体でも良いのではないかと考えています。

小西教育長　参考にさせてもらいながら、決して焦る必要はないと思っていますので、しっかりとしたものにしていきたいと思っています。

市川委員　来年度は玖波小学校だけであって、中学校は入ってないですね。実際の地域運営となると、小学校と中学校が連携をしながら進めていくことになるので、

小・中学校の連携をどのようにするかということが課題になります。来年度は玖波小学校だけというよりも、ある程度中学校との連携を入れながら、進めていくことが必要と思います。実際、私は吉和小・中学校で進めてきたのですが、そうすることで小・中学校が一つになっていくと思いました。廿日市市の場合は、もうひとつ宮島小・中学校が小中一貫校です。小・中学校をどのように絡めていかや、地域全体になってくるので、児童館、高校や幼稚園等それらとも関係をしてきます。そして、近郊の高校への進学とかがあるので、そことの折り合いをどのように進めていくかといった、広い関わりになってくるので大変です。いろいろな課題が出てくると思います。小学校と中学校が一つになっていくのかということは、大きな進め方として大切なことになるので、いろいろな課題を出しながら、進めていくというのが必要と思います。

小西教育長 ありがとうございます。意見について、参考にさせていただきながら進めていきたいと思えます。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これによって、質疑の方を終結をいたします。本件を採決をいたします。本件は原案の通り可決することに異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## **議案第26号 大竹市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について**

小西教育長 日程第5「議案第26号 大竹市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 要綱にそって、特に重要なところをご説明いたします。第2条では「意見の申出」について定めています。大竹市学校運営協議会設置規則第4条第2項に規定する、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、意見を申し出る際には、本要綱の別記様式第1号「学校運営協議会意見申出書」により申し出ますが、次の四つの点について留意する必要があります。1点目は、「規則第1条に定める目的を踏まえた一般的な意見とすること」、2点目は「学校運営方針の実現に資する建設的な意見とすること。」、3点目は「学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見とすること。」、4点目は「個人を特定しての意見でないこと。」です。これらの留意事項を踏まえ、実現しようとする教育目標・内容等にかんじた教職員の配置について、意見を申し出ることができます。第3条では「委員の推薦」について定めています。委員は、校長が推薦し、教育委員会が任命することになります。推薦は、別記様式第2号「学校運営協議会委員推薦書」によります。第5条では「会長及び副会長の選出の制限」を定めています。協議会の会長及び副会長に協議会を設置する学校又は学校区の管理職及び教職員はなることができません。第7条では「会議の周知等」について定めています。大竹市学校運営協議会設置規則第13条第1項で「協議は公開とする。ただし、特



別の事情があるときは、この限りでない」と定めていますが、この特別の事情とは、会議の内容が個人のプライバシーに関する情報等を取り扱う場合としています。この要綱の施行期日は、令和6年4月1日です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これによって、質疑の方を終結をいたします。本件を採決をいたします。本件は原案の通り可決することに異議はありますか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## **報告第27号 職員の人事異動について**

小西教育長 日程第6「報告第27号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年11月1日付けで発令した職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第25条第2項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に代理し発令したものです。このたびの人事異動は、生涯学習課の平山公美子副主任が健康福祉部保健医療課に転出し、総務部総務課の高宮一成主任主事が生涯学習課に転入したものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありますか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありますか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第11回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時30分】

.....